

令和4年第1回

島田市教育委員会臨時会

令和4年3月1日



# 令和4年第1回島田市教育委員会臨時会日程

日 時：令和4年3月1日（火）

午後2時30分～

会 場：プラザおおるり 第1多目的室

## 1 開 会

## 2 会期及び会議時間の決定

## 3 会議録署名人の指名

## 4 付議事項

- (1) 島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (2) 島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について
- (4) 行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部改正について
- (5) 島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について
- (6) 島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (7) 教職員の人事内申に関わる件について

## 5 協議事項

- (1) 島田市立学校設置条例の一部改正について

## 6 閉 会



# 島田市教育委員会臨時会議案



島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表社会教育課の項中「青少年係 文化係」を「青少年係」に改め、同表博物館課の項を削る。

第8条第2号カ中「成人式」を「はたちの集い」に改め、同条第3号を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第2項第1号を次のように改め、同項中第4号及び第5号を削る。

(1) 教育総務課総務係 教育に関し市長が行う表彰（教育部の他の課の所掌に係るものを除く。）に関する事。

第15条第2項第6号ア(ア)を次のように改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア(エ)を同号ア(ウ)とし、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同条を第14条とする。

(ア) 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第1条に規定する都市公園に設置されているスポーツ施設（(ウ)に掲げるものを除く。）及び当該都市公園のうち次に掲げる都市公園

- a 横井運動場公園
- b 大井川緑地
- c 谷口スポーツ広場
- d 大井川さくら緑地
- e 横岡スポーツ広場
- f 横岡堤内スポーツ広場
- g 三角グラウンド
- h 牛尾スポーツ広場
- i かなや大井川緑地

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(島田市教育委員会公印規則の一部改正)

2 島田市教育委員会公印規則（平成17年島田市教育委員会規則第6号）の一部を次

のように改正する。

別表第1 一般公印の表島田市教育委員会事務局課長印の項中「7」を「6」に改め、同表島田市博物館長印の項を削る。

別表第2の1 一般公印の表13の項を削る。



新 規 文

(部等の設置)

第2条 省略

2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれ別の課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
省略	
社会教育課	社会教育係 青少年係
省略	

(教育部社会教育課の分掌する事務)

第8条 教育部社会教育課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 青少年係

ア

イ 省略

オ

カ 是たちの集いに関する事。

旧 規 文

(部等の設置)

第2条 省略

2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれ別の課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
省略	
社会教育課	社会教育係 青少年係 文化係
博物館課	博物館係 文化財係
省略	

(教育部社会教育課の分掌する事務)

第8条 教育部社会教育課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 青少年係

ア

イ 省略

オ

カ 成人式に関する事。

(3) 文化係

ア 文化芸術の振興を目的とする事業の企画及び運営に関する事。

イ 文化芸術の振興を目的とする活動の推進に関する事。

ウ 文化芸術の振興を目的とする団体の育成に関する事。

(教育部博物館課の分掌する事務)

第9条 教育部博物館課の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 博物館係

ア 博物館の管理運営に関する事。

イ 博物館において行う事業の企画及び運営に関する事。

ウ 博物館資料の展示及び保管に関する事。

エ 博物館資料の調査、収集及び活用に関する事。

(2) 文化財係

ア 文化財の指定その他文化財の保護に関する事。

第9条 省略  
(教育部スポーツ振興課の分掌する事務)

第10条 省略

(教育部図書館課の分掌する事務)

第11条 省略

(職の設置)

第12条 省略

(教育部長等の職務)

第13条 省略

(事務分担)

第14条 省略  
(市長の権限に属する事務の補助執行)

第15条 省略

2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。

(1) 教育総務課総務係 教育に関し市長が行う表彰（教育部の他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

(7) 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第1条に規定する都市公園に設置されているスポーツ施設（(7)に掲げるものを除く。）及び当該都市公園のうち次に掲げる都市公園

イ 史跡の管理及び整備に関すること。

ウ 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

エ 市史の編纂に関すること。

(教育部スポーツ振興課の分掌する事務)

第10条 省略

(教育部図書館課の分掌する事務)

第11条 省略

(職の設置)

第12条 省略

(教育部長等の職務)

第13条 省略

(事務分担)

第14条 省略

(市長の権限に属する事務の補助執行)

第15条 省略

2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。

(1) 教育総務課総務係 次に掲げる事務

ア 総合教育会議に関すること。

イ 教育に関し市長が行う表彰（教育部の他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 社会教育課文化係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

(7) 島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号）第2条に規定する島田市民総合施設プラザおおるり

(4) 島田市金谷生きがいセンター条例（平成17年島田市条例第108号）第2条に規定する島田市金谷生きがいセンター

(4) 島田市川根文化センター条例（平成20年島田市条例第23号）第2条に規定する島田市川根文化センターチャリム21

イ 芸術文化奨励賞に関すること。

(6) 博物館課文化財係 しまだ市民遺産に関すること。

(6) スポーツ振興課施設係 次に掲げる事務

ア 次に掲げる公の施設の管理に関すること。

(7) 島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第1条に規定する都市公園に設置されているスポーツ施設（(4)に設置されているスポーツ施設及び(エ)を除く。）

- a. 横井運動場公園
- b. 大井川緑地
- c. 谷口スポーツ広場
- d. 大井川さくら緑地
- e. 横岡スポーツ広場
- f. 横岡堤内スポーツ広場
- g. 三角グラウンド
- h. 牛屋スポーツ広場
- i. かなや大井川緑地

- (1) 省略
- (2) 省略
- イ 省略
- (5) 省略

○附則第2項関係（島田市教育委員会公印規則）  
別表第1（第4条、第13条、第14条関係）

一般公印

名称	形状 別掲	寸法 リット ミメ ル	書体	使用区分	保管者	個数
省略						
島田市教育委員会事務課長印	6	方18	隷書	課長名をもつてする文書	課長	6
省略						
島田市立図書館長印	12	方18	隷書	図書館長名をもつてする文書	館長	3

専用公印

省略

- (4) 島田市都市公園条例第5条に規定する大井川緑地

- (2) 省略
- (5) 省略
- イ 省略
- (7) 省略

○附則第2項関係（島田市教育委員会公印規則）  
別表第1（第4条、第13条、第14条関係）

一般公印

名称	形状 別掲	寸法 リット ミメ ル	書体	使用区分	保管者	個数
省略						
島田市教育委員会事務局課長印	6	方18	隷書	課長名をもつてする文書	課長	7
省略						
島田市立図書館長印	12	方18	隷書	図書館長名をもつてする文書	館長	3
島田市博物館長印	13	方18	隷書	博物館長名をもつてする文書	館長	1

専用公印

省略

別表第2 (第4条関係)

1 一般公印

省略

13



2 専用公印

省略

別表第2 (第4条関係)

1 一般公印

省略

2 専用公印

省略

議案第9号

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成31年島田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

第1条中「委任し、又は」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

例規名 島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

新 規 文	旧 文
<p>島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助執行) 第2条 省 略</p>	<p>島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務の委任) 第2条 教育委員会は、文化芸術の振興に係る政策の企画に関する事務を副市長及び産業観光部に属する職員に委任する。</p> <p>(補助執行) 第3条 省 略</p>

議案第10号

島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について

島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年島田市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

対 照 表

例規名 島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教習長に委任する規則

新 条 文	旧 条 文
<p>(教習長に対する委任事務)            第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教習長に委任する。            (1) } 省略            (15) }  <u>(16)</u> } 省略            (19) }</p>	<p>(教習長に対する委任事務)            第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教習長に委任する。            (1) } 省略            (15) }  <u>(16)</u> } 市文化財を指定し、又は指定を解除すること。  <u>(17)</u> } 省略  <u>(20)</u> }</p>



議案第11号

行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部改正について

行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

(島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正)

第1条 島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程(平成17年島田市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表図書館に勤務する職員(短時間勤務職員を除く。)の項中「月曜日」の次に「(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日以外の日。次項において同じ。)」を加え、同表博物館に勤務する職員(短時間勤務職員を除く。)の項及び博物館に勤務する職員(短時間勤務職員に限る。)の項を削る。

(島田市教育委員会処務規程の一部改正)

第2条 島田市教育委員会処務規程(平成24年島田市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「キまで」を「カまで」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

(島田市教育委員会専決規程の一部改正)

第3条 島田市教育委員会専決規程(平成24年島田市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第12条第4項」を「第11条第4項」に改め、同条第3号中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改める。

第5条中「第13条」を「第12条」に改める。

第7条中「島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」を「島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に改める。

別表博物館課の項を削る。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

例題名 島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等

新 条 文

○第1条関係(島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程)  
別表(第2条、第3条関係)

職員の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
図書館に勤務する職員(短時間勤務職員を除く。)	午前8時から午後9時までの間で、1日につき7時間45分となるよう割振りを定める。	業務の状況に応じて定める。	月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。))に当たるときは、その直後の休日以外の日。次項において同じ。)及び4週間について4日以内で指定する日
図書館に勤務する職員(短時間勤務職員に限る。)	午前8時から午後9時までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間に定められた1週間当たりの勤務時間を定める。	業務の状況に応じて定める。	月曜日及び4週間について4日(教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数)以内で指定する日

旧 条 文

○第1条関係(島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程)  
別表(第2条、第3条関係)

職員の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
図書館に勤務する職員(短時間勤務職員を除く。)	午前8時から午後9時までの間で、1日につき7時間45分となるよう割振りを定める。	業務の状況に応じて定める。	月曜日及び4週間について4日以内で指定する日
図書館に勤務する職員(短時間勤務職員に限る。)	午前8時から午後9時までの間で、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間に定められた1週間当たりの勤務時間を定める。	業務の状況に応じて定める。	月曜日及び4週間について4日(教育委員会が指定する職員にあっては、別に定める日数)以内で指定する日
博物館に勤務する職員(短時間勤務職員を除く。)	午前8時30分から午後5時15分まで	業務の状況に応じて定める。	月曜日及び4週間について4日以内で指定する日
博物館に勤務する職員(短時間勤務職員に限る。)	午前8時30分から午後5時まで	業務の状況に応じて定める。	月曜日及び4週間について4日(教育委員会が指定する職員に

対 照 表

時間等に関する規程等

る。)			にあつては、別に定める日数) 以内で指定する日
省略			

○第2条関係 (島田市教育委員会処務規程)  
(文書の記号及び番号)  
第3条 文書には、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより記号を付け、かつ、前項に規定する年度又は年の区分ごとに一連の番号を付さなければならぬ。

(1) } 省略  
(3) }

(4) 前3号に掲げる文書以外の文書 次のアからカまでに掲げる文書の区分に応じ、当該アからカまでに定める記号とすること。

- ア } 省略
- エ } 省略
- オ 教育部博物館課の所掌に係る事務に関する文書 島教博
- カ 省略
- キ 省略
- ク 省略

○第3条関係 (島田市教育委員会専決規程)  
(専決をさせる職員)  
第3条 第1条に規定する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、当該事務の決裁について、次に掲げる職にある職員に専決をさせることができる。

(1) 教育部長 (島田市教育委員会事務局組織規則 (平成17年島田市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。)) 第12条第1項に規定する教育部長をいう。以下同じ。)

(2) 課長 (組織規則第12条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。)) 及び参事 (組織規則第12条第4項に規定する参事をいう。以下同じ。))

(3) 係長 (組織規則第12条第3項に規定する係長をいう。以下同じ。))

(代決)  
第5条 前2条の規定により専決をすることとされた職員 (以下「専決者」という。)

省略			

○第2条関係 (島田市教育委員会処務規程)  
(文書の記号及び番号)  
第3条 文書には、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるところにより記号を付け、かつ、前項に規定する年度又は年の区分ごとに一連の番号を付さなければならぬ。

(1) } 省略  
(3) }

(4) 前3号に掲げる文書以外の文書 次のアからカまでに掲げる文書の区分に応じ、当該アからカまでに定める記号とすること。

- ア } 省略
- エ } 省略
- オ 省略
- カ 省略
- キ 省略
- ク 省略

○第3条関係 (島田市教育委員会専決規程)  
(専決をさせる職員)  
第3条 第1条に規定する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、当該事務の決裁について、次に掲げる職にある職員に専決をさせることができる。

(1) 教育部長 (島田市教育委員会事務局組織規則 (平成17年島田市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。)) 第11条第1項に規定する教育部長をいう。以下同じ。)

(2) 課長 (組織規則第11条第2項に規定する課長をいう。以下同じ。)) 及び参事 (組織規則第11条第4項に規定する参事をいう。以下同じ。))

(3) 係長 (組織規則第11条第3項に規定する係長をいう。以下同じ。))

(代決)  
第5条 前2条の規定により専決をすることとされた職員 (以下「専決者」という。)

が旅行、病气その他の理由により自ら決裁をすることができないときは、組織規則第12条の規定により専決者の職務を代行する職にある職員が代決（専決者に代わって決裁をすることを用いる。以下同じ。）をするものとする。この場合において、専決者の職務を代行する職にある職員が旅行、病气その他の理由により代決をすることができないとき、又は専決者の職務を代行する職を置かないときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める職にある職員が代決をすることができ

- (1) 省略
- (2) 省略

(補助執行させざる事務についての準用)

第7条 第3条から第5条まで及び前条前段の規定は、島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成31年島田市教育委員会規則第1号）第3条の規定により市長の補助機関である職員に補助執行させざる事務について準用する。

別表（第4条関係）

区分	教育部長	課長又は参事	係長
省略			
社会教育課	・ 主管事務に係る教育委員会の後援等の承認		・ 備品等の貸出しの許可
省略			

が旅行、病气その他の理由により自ら決裁をすることができないときは、組織規則第13条の規定により専決者の職務を代行する職にある職員が代決（専決者に代わって決裁をすることを用いる。以下同じ。）をするものとする。この場合において、専決者の職務を代行する職にある職員が旅行、病气その他の理由により代決をすることができないとき、又は専決者の職務を代行する職を置かないときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める職にある職員が代決をすることができ

- (1) 省略
- (2) 省略

(補助執行させざる事務についての準用)

第7条 第3条から第5条まで及び前条前段の規定は、島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成31年島田市教育委員会規則第1号）第3条の規定により市長の補助機関である職員に補助執行させざる事務について準用する。

別表（第4条関係）

区分	教育部長	課長又は参事	係長
省略			
社会教育課	・ 主管事務に係る教育委員会の後援等の承認		・ 備品等の貸出しの許可
博物館課	・ 主管事務に係る教育委員会の後援等の承認	・ 博物館への入館の制限 ・ 博物館資料の閲覧及び撮影の許可 ・ 博物館資料の貸出し及び借用の決定	
省略			

島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について

島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則をここに制定する。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 島田市博物館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第22号）
- (2) 島田市史編さん委員等規則（平成17年島田市教育委員会規則第23号）
- (3) 島田市文化財保護条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第28号）
- (4) 島田市文化財保護審議会規則（平成17年島田市教育委員会規則第29号）
- (5) 島田市諏訪原城跡整備委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第31号）
- (6) 島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会規則（平成27年島田市教育委員会規則第7号）
- (7) 島田市文化芸術推進協議会規則（平成30年島田市教育委員会規則第3号）
- (8) 島田市諏訪原城跡ガイダンス施設管理規則（平成31年島田市教育委員会規則第3号）
- (9) 島田市島田宿大井川川越遺跡復元家屋管理規則（令和3年島田市教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則  
島田市立図書館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日以外の日）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市立図書館条例施行規則

新	条	文
(休館日)	第3条	市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 月曜日(その日が祝日法による休日 <del>に当たるときは、その直後の祝日法による休日以外の日</del> )
(2)	}	省略
(4)	}	省略

対 照 表

旧	条	文
(休館日)	第3条	市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 月曜日(月曜日が祝日法による休日 <del>に当たるときは、その翌日</del> )
(2)	}	省略
(4)	}	省略



議案第14号

教職員の人事内申に関わる件について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により、別紙のとおり教職員の任命について内申を行うものとする。

令和4年3月1日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

# 同 意 書

議案第14号 教職員の人事内申に関わる件について、原案に同意し、署名する。

令和4年3月1日

島田市教育委員会教育長

委 員

委 員

委 員

委 員

# 協議事項



島田市立学校設置条例の一部改正について

島田市立学校設置条例の一部改正について下記のとおり協議します。

記

- 1 改正内容 島田市立小中学校再編計画に基づき「島田市立伊太小学校」と「島田市立相賀小学校」と「島田市立神座小学校」と「島田市立伊久美小学校」と「島田市立島田第一小学校」を統合する。
- 2 改正日 令和6年4月1日
- 3 理由 令和5年度からの学校統合による加配を申請するため  
詳細は別紙のとおり

新 旧 条 文

例規名 島田市立学校設置条例

新 条 文	
名称	位置
省略	
島田市立大津小学校	島田市落合160番地の1
省略	

対 照 表

旧 条 文	
名称	位置
別表第1 (第2条関係) 小学校	
省略	
島田市立大津小学校	島田市落合160番地の1
島田市立伊太小学校	島田市伊太1314番地
島田市立相賀小学校	島田市相賀875番地
島田市立神座小学校	島田市神座1444番地
島田市立伊久美小学校	島田市伊久美3690番地の1
省略	